

## 平成26年第3回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年6月13日(平成26年6月3日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成26年6月13日(金) 午前 9時30分  
散会 午前11時56分

### 4. 応招議員

| 議席   | 氏 名    | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 大和 磨美  | 2 番  | 瀧田 均  | 3 番  | 平野 一成 | 5 番  | 和田 文雄 |
| 6 番  | 宮田 博   | 7 番  | 漆谷 光夫 | 8 番  | 大屋 光宏 | 9 番  | 中村 昌史 |
| 10 番 | 日野原 利郎 | 11 番 | 清水 優文 | 12 番 | 辰田 直久 | 13 番 | 亀山 和巳 |
| 14 番 | 石橋 純二  | 15 番 | 三上 徹  | 16 番 | 山中 康樹 |      |       |

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

| 議席   | 氏 名    | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 大和 磨美  | 2 番  | 瀧田 均  | 3 番  | 平野 一成 | 5 番  | 和田 文雄 |
| 6 番  | 宮田 博   | 7 番  | 漆谷 光夫 | 8 番  | 大屋 光宏 | 9 番  | 中村 昌史 |
| 10 番 | 日野原 利郎 | 11 番 | 清水 優文 | 12 番 | 辰田 直久 | 13 番 | 亀山 和巳 |
| 14 番 | 石橋 純二  | 15 番 | 三上 徹  | 16 番 | 山中 康樹 |      |       |

7. 欠席議員 なし

| 議席 | 氏 名 |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
|    |     |    |     |    |     |    |     |

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| 職 名    | 氏 名   | 職 名    | 氏 名   | 職 名    | 氏 名   |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 町 長    | 石橋 良治 | 副町長    | 桑野 修  | 総務課長   | 藤間 修  |
| 危機管理課長 | 服部 導士 | 定住促進課長 | 原 修   | 企画財政課長 | 日高 輝和 |
| 町民課長   | 種 文昭  | 税務課長   | 上田 洋文 | 福祉課長   | 飛弾 智徳 |
| 農林振興課長 | 植田 弘和 | 商工観光課長 | 日高 始  | 建設課長   | 土崎 由文 |
| 水道課長   | 朝田 誠司 | 保健課長   | 日高 誠  | 会計管理者  | 安原 賢二 |
| 羽須美支所長 | 加藤 幸造 | 瑞穂支所長  | 川信 学  |        |       |
| 教育長    | 土居 達也 | 学校教育課長 | 細貝 芳弘 | 生涯学習課長 | 能美 恭志 |
| 監査委員   | 實田 譲  | 農業委員会長 | 田中 正規 |        |       |

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

| 議席   | 氏 名  | 議席  | 氏 名   |
|------|------|-----|-------|
| 15 番 | 三上 徹 | 5 番 | 和田 文雄 |

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

## 平成26年第3回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成26年6月13日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第4号 平成25年度邑南町一般会計繰越明許費の報告について

報告第5号 平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計繰越明許費の報告について

報告第6号 専決処分の報告について

報告第7号 例月現金出納検査結果報告について

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 議案の上程、説明

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑南町税条例等の一部改正について)

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正について)

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)

議案第66号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度邑南町一般会計補正予算第9号)

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号)

議案第68号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第6号)

- 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号)
- 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号)
- 議案第71号 邑南町行財政改善審議会条例の一部改正について
- 議案第72号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正について
- 議案第73号 邑南町防災会議条例の一部改正について
- 議案第74号 邑南町社会教育委員条例の一部改正について
- 議案第75号 邑南町公民館条例の一部改正について
- 議案第76号 邑南町立図書館条例の一部改正について
- 議案第77号 邑南町文化財保護条例の一部改正について
- 議案第78号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第79号 邑南町水道給水条例の一部改正について
- 議案第80号 邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の制定について
- 議案第81号 平成26年度邑南町一般会計補正予算第1号について
- 議案第82号 平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第83号 平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第84号 平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第85号 平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第86号 平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

## 平成26年第3回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

平成26年6月13日(金)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(山中康樹)** おはようございます。本定例会はクールビズでございますので、ネクタイまたは上着の着用ははずされて結構でございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成26年第3回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきまして、お手元に配付をしたとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。これより、本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹)** 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。15番三上議員、5番和田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(山中康樹)** 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、6月13日から6月26日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月13日から6月26日までの14日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 行政報告

- 議長(山中康樹)** 日程第3、行政報告。これより町長に行政報告を行っていただきます。
- 石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。
- 議長(山中康樹)** 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治)** 平成26年第3回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告を申しあげます。まず始めに、春の褒章が4月28日に発表され、瑞穂地域上田所地区の平野寿昭さんが黄綬褒章を受賞されました。また高齢者叙勲が発表され羽須美地域上田地区の片岡聰太さんが瑞宝双光章を受章されました。これまでのご功績を讃えるとともに、心からお慶び申しあげます。次に、人口動態の推移でございます。人口動態には社会動態と自然動態がありますが、旧町村からずっとマイナスで推移していましたが、平成25年度の社会動態はプラスに転じました。つまり転入者が転出者を上回ったわけです。邑南町の住民基本台帳に基づく日本人のみの集計ですが、平成25年度はプラス20人という結果でした。今後も定住促進に努め、全国的に少子高齢化が進むなか、人口減少幅を抑制し、ひいては人口減を食い止めるべく取り組んでまいります。次に4月14日から27日まで邑南町マスコットキャラクター選挙を行った結果、最多得票となったオオナンショウを町の公式マスコットキャラクターとして採用しました。今後

は、キャラクターデザインの使用に関する要綱を作成しましたので、申請により広く皆様に使用していただけます。また、着ぐるみ作成に向けての準備も進めており、11月1日の町制10周年記念式典でお披露目する予定でございます。着ぐるみは、式典後、町内の行事をはじめ、各種イベントへの出演などを通じて、町のPRなどに使用していく予定であります。次に、臨時給付金についてでございますが、消費税率の引き上げに際し、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するために支給される臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金についてであります。これまで4月及び5月の広報配布時にあわせチラシの配布や記事掲載により周知を図っているところであります。「臨時福祉給付金」についての申請手続きにつきましては、26年度分の町民税均等割が課税されない方が対象であることから、この確定を待って、納税通知書の送付対象者以外の給付金の対象者と思われる非課税者などに対して、非課税のお知らせに併せ、申請書を同封し申請を促したいと考えております。なお、申請期間は原則3か月とし、受給漏れのないよう配慮し、最長6か月間受付可能とする予定であります。次に、株式会社ツチヨシ産業邑南工場の増設工事について申しあげます。昨年7月から進められていた増設部分の工事が完了し、4月28日に竣工式が行われました。今回の増設工事により、鉄骨平屋建ての工場や事務所など7棟が整備され、売上高は増設前の約2倍となる見込みであります。今後も雇用の面なども含め、町としても引き続き努力してまいりたいと考えております。次に、邑南町立食の学校の竣工について申しあげます。旧日和保育所跡に邑南町立食の学校がこのほど完成し、4月30日に竣工式を行いました。この施設は、A級グルメを基盤とする邑南町の食と農のさらなる発展を目指し、邑南町の農業と食文化を100年先の子どもたちに伝承するための食農教育の実施を目的に掲げ、邑南町食材の活用策の研究、新商品開発、地元食材を有効活用するための地元料理人及び加工技術者の育成を図り、外部講師及び地元講師による料理、加工教室の定期開催、出張教室の開催、小中学生向け実践型食育教育の開催、農業と食文化の情報収集と発信などを行っていく予定です。6月中は、お試し体験教室を開催するなどして準備作業を進め、7月から開講いたします。次に断魚開発組合の自然環境功労者環境大臣表彰について申しあげます。環境美化に功績があった団体を環境省が表彰する平成26年度の自然環境保全功労団体にこのほど断魚開発組合が選ばれました。長年にわたり断魚溪の美化清掃や登山道の整備、地域の小学生を対象とした自然解説に取れ組むなど自然環境の保全や普及活動に尽力されたことが認められたものであります。次に、アグリ女子研修制度について申しあげます。将来邑南町で就農を希望する女性を受け入れて、野菜作りやハーブ栽培、加工技術などを学んでもらうことを目的に、このほど新しくアグリ女子研修制度をスタートすることにいたしました。昨年度までは、女性を対象にハーブについて学んでもらう研修制度を行っておりましたが、研修期間が1年しかなく、技術の習得や定住につながりにくかったことなどを踏まえて、今年度から総務省の地域おこし協力隊事業を活用して、最長で3年間研修していただくことといたしました。今月2日には1期生一人に辞令を交付したところであります。次に、邑南町観光協会の取り組みが、農産物や伝統、景観を生かした地域活性化の優良事例を選ぶディスカバー農山漁村、むらの宝に、山陰両県で唯一選定されました。地元産品を使ったレストラン運営や都市部の若者らが農業から料理、店舗の運営などを学ぶことができる耕すシェフ制度の取組、また、UIター

ン者を積極的に採用していることなどが評価されたもので、全国から251件の応募があった中で、23団体の一つに選定をされました。先日、6月10日に首相官邸で選定授与式と表彰式があり、私も出席し、認定証をいただきました。今後もこの受賞を励みに、さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険事業につきまして、医療費は引き続き減少傾向にあるということで、当初予算の編成にあたっては、医療分の所得割を下げる国保税条例改正を3月議会で議決いただいております。このたび、昨年度の医療費や国保税の課税標準額が確定したことにより、本算定における試算を行いました。その結果、医療費は対前年で増額しているものの、その伸びはわずかでございます。また、国保税につきましては、減少が見込まれました。このような状況の中、今回の本算定につきましては、昨年度の医療費の伸びが、一時的に増加した診療月があった影響によるもので、今回の医療費推計で見込みました保険給付費の増加額も、これまでの医療費の動向にみられます変動状況を踏まえますと、吸収されてしまう額でもありますので、保険給付費につきましては今後の状況をみさせていただきますたく、また、国保税につきましては、改めて税率改正をしないことといたしましたので、本算定に伴います国保税率の改正及び補正は行わないこととし、人件費に関する部分のみの補正予算といたしましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。次に災害復旧についてでございますが、初めに国庫補助災害の発注状況を申し上げますと、2月末から発注を進めておりまして、5月末現在で、農地農業用施設災害につきましては、371箇所の内、179箇所を率にして48パーセント、金額にしまして3億1千百万円でございます。公共土木施設災害につきましては、187箇所の内135箇所を率にして72パーセント、金額にしまして8億5千6百万円でございます。林道災害につきましては51箇所、2億3千7百万円すべてが発注済みでございます。今後の発注計画でございますが、農地農業用施設災害は残り全てを10月までに、公共土木施設災害は26年度割り当て箇所すべてを9月までを目標に発注していきたいと考えております。次に小災害の状況についてでございますが、箇所数を申し上げますと、農地農業用施設が814箇所、公共土木施設災害が161箇所、林道災害が26箇所、現在いずれの災害も測量設計業務を委託しております。8月完了を目指しておりまして、その後実施設計を行い、工事発注予定は現在のところ年明け頃からを計画しております。続いて、県の邑南町分の災害の発注状況を申し上げますと、河川、道路、砂防災害合わせまして111箇所の内5月末現在で、36箇所が発注済みでございます。次に、生涯学習関係事業について申し上げます。今年度新たに矢上高等学校、石見養護学校など県立学校との協働で実施する公開講座を計画しており、まず5月31日、6月1日の両日、声に出して読みたい漢文というテーマで、矢上高等学校の井上健治先生に指導していただきました。また、本年度は各課と連携をとりながら町民大学の充実を図ってまいります。その第1講は、6月7日に、国際的な視野からみた邑南町への提言と題してイオン中国本社副総裁の阿川裕氏の講演会を開催しました。次に社会教育施設の修繕につきましては、瑞穂野球場内外野の改修工事を先日発注したところであります。また、邑南町スポーツ推進委員協議会会長の日高歳彦氏が平成26年度中国地区スポーツ推進委員協議会表彰を受賞することが決定いたしましたのでご報告いたします。次に、平成25年度における各会計の決算見込み状況についてご報告いたし

ます。各会計とも、この5月末日をもって25年度の出納閉鎖を行ったところでございます。決算状況につきましては、全ての会計において不足を生じることなく決算ができる見込みでございますが、現段階では未監査ですので、現在把握しています数値を決算見込み額としてご報告申しあげます。まず、一般会計につきましては、歳入総額131億9千592万9千円に対して、歳出総額126億8千935万9千円で、歳入歳出差引5億657万円の黒字となる見込みですが、繰越明許にかかる翌年度へ繰り越すべく財源2億9千110万7千円を差し引きますと、実質収支は2億1千546万3千円となる見込みでございます。また、特別会計の歳入歳出差引額につきましても、6会計とも全て黒字となる見込みでございます。内訳でございますが、国民健康保険事業会計が1千633万1千円、国民健康保険直営診療所事業会計が329万5千円、後期高齢者医療事業会計が257万1千円、簡易水道事業会計が234万6千円、下水道事業会計が1千904万6千円、電気通信事業会計が980万7千円となっております。以上、6月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、人事案件2件、専決処分の承認8件、条例案10件、補正予算案6件、合わせて26件としております。諸議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせますので、何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申しあげます。

●**議長(山中康樹)** 以上で町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 報告事項

●**議長(山中康樹)** 日程第4、報告事項。報告第4号平成25年度邑南町一般会計繰越明許費の報告について、報告第5号平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計繰越明許費の報告について、報告第6号専決処分の報告について、報告第7号例月現金出納検査結果報告について、以上4件について報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●**議長(山中康樹)** 日程第5、先議といたしまして、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第61号人権擁護委員候補者の推薦について、議案第62号人権擁護委員候補者の推薦について、以上2議案を一括上程いたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案61号及び議案第62号の提案理由をご説明申しあげます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児、児童に対する虐待やいじめ、体罰など子どもに関する問題、高齢者や障がい者に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など、多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中であって、人権擁護委員は、これらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を市町村長が議会の意見を聞いて、法務大臣に対し推薦するものでございます。議案第61号において推薦

につき意見を求めようとする天川芳幸氏につきましては、平成20年10月1日から、人権擁護委員として活躍いただいております。このたび平成26年9月30日に任期満了を迎えられるにあたり、引き続き、その手腕を発揮していただきたく、お願いしたいと思っております。議案第62号において推薦につき意見を求めようとする三上俊二氏につきましては、長年、旧瑞穂町職員、邑南町職員として奉職され、その間、学校教育課長、税務課長を歴任され、人格、見識ともに優れておられ、平成23年10月1日から人権擁護委員としてご活躍いただいている平川進氏が、平成26年9月30日に任期満了を迎えられるにあたり新たにお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

- 議長(山中康樹)** 以上で、提出者の説明は終了いたしました。ここで、お諮りをいたします。議案第61号及び議案第62号につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、議案第61号及び議案第62号につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。これより、議案第61号を採決いたします。議案第61号について、適任と認めることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成、したがって、議案第61号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案を適任とすることに決定をいたしました。続きまして、議案第62号を採決いたします。議案第62号について、適任と認めることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成、したがって、議案第62号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案を適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 議案の上程、説明

- 議長(山中康樹)** 続きまして、日程第6、議案の上程、説明に入ります。議案第63号専決処分承認を求めることについて、議案第64号専決処分承認を求めることについて、議案第65号専決処分承認を求めることについて、議案第66号専決処分承認を求めることについて、議案第67号専決処分承認を求めることについて、議案第68号専決処分承認を求めることについて、議案第69号専決処分承認を求めることについて、議案第70号専決処分承認を求めることについて、議案第71号邑南町行財政改善審議会条例の一部改正について、議案第72号邑南町振興計画審議会条例の一部改正について、議案第73号邑南町防災会議条例の一部改正について、議案第74号邑南町社会教育委員条例の一部改正について、議案第75号邑南町公民館条例の一部改正について、議案第76号邑南町立図書館条例の一部改正について、議案第77号邑南町文化財保護条例の一部改正について、議案第78号邑南町手数料徴収条例の一部改正について、議案第79号邑南町水道給水条例の一部改正について、議案第80号邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の制定について、議案第81号平成26年度邑南町一般会計補正予算第1号について、議案第82号平成26年度

邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、議案第83号平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について、議案第84号平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、議案第85号平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について、議案第86号平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について、以上、24議案を一括上程をいたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第63号から議案第65号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第63号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、地方税法等の改正に伴い、邑南町税条例について所要の改正を専決処分したものでございます。次に、議案第64号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、関係法令の改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。次に、議案第65号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、納期の改正をするもので邑南町後期高齢者医療に関する条例の所要の改正を専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から、説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

●上田税務課長(上田洋文) 番外。

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) 議案第63号邑南町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。このたびの地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、原則4月1日から施行されたことから地方自治法第179条第1項に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。1ページ改正後でございます。(町民税の納税義務者等)第23条につきましては、法人住民税法人税割の課税標準である法人税額の定義について内国法人と外国法人に区分した上で、恒久施設を有する外国法人の法人税割については、恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算することとした改正でございます。(所得割の課税標準)第33条、町民税の特定支出にかかる規定の整備でございます。2ページ改正後でございます。(法人税割の税率)第34条の4、地方法人税の創設に伴い税率を100分の2.6減額し、税率を100分の12.1とするものでございます。(法人税の町民税の申告納付)第48条、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴い規定の整備でございます。恒久的施設を有する外国法人に係る繰越還付金の繰越控除についても、控除対象還付法人税額を恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額と恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税の区分ごとに計算することとするものでございます。3ページ改正後でございます。(法人の町民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金)第52条、法人税法において外国法人に係る申告納税制度が規定されることに伴う規定の整備でございます。(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)第57条、学校法人、社会福祉法人、その他政令で定

める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2号第6項に規定する認定子ども園の用に供する固定資産を追加したことに伴う措置でございます。4ページ改正後でございます。(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がするべき申告)第59条、地方税法の条ずれの改正措置でございます。

(固定資産税の納期)第67条、第3期の納期限を12月28日から12月25日に変更するものでございます。5ページ改正後でございます。(軽自動車税の税率)第82条、軽自動車税の税率を変更するものです。なお、雪上走行するものは該当車がないため削除することとしたものです。6ページ改正後でございます。附則、(公益法人等に係る町民税の課税の特例)第4条の2、租税特別措置法改正に伴う所要の改正でございます。7ページ改正後でございます。第6条から第6条の3まで削除でございます。16ページ改正後でございます。(寄付金税額控除における特例控除額の特例)第7条の4、所得税の最高税率の引き上げに伴い、特例控除額の規定整備の措置でございます。(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)第8条、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期間を3年間延長するものでございます。15ページ改正後でございます。(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)第10条の2、地方税法の改正に伴い条文のずれを改め、固定資産税の課税標準につきまして、期限を定めて軽減するものです。第1項、水質汚濁防止法に係る工場、事業所の汚水廃液の浄化施設、3分の1とする。第2項、大気汚染防止法にかかる排出、飛散抑制施設は、2分の1とする。第3項、土壤汚染対策法にかかる特定有害物質の飛散抑制施設は、2分の1とする。以上の3項を追加し旧第1項及び2項を4項及び5項とするものです。次に2項を追加します。第6項、水防法に定める地下街等の洪水時における避難確保、浸水防止設備について3分の2とするものです。第7項、ノンフロンの業務用冷房施設について設備課税時から4分の3の割合とするものでございます。16ページ改正後でございます。(新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がするべき申告)第10条の3、第9項といたしまして追加いたします。耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設でございます。17ページ改正後でございます。(軽自動車税の税率の特例)第16条、法規定の新設にあわせ改正、初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した月の属する年度以後の年度から三輪以上の軽自動車に別表のとおり重課税する規定でございます。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)第17条の2、適用期間を3年間延長し平成29年3月31日までとしたものでございます。19ページ改正後でございます。第19条、第19条の2、第19条の3は法律改正にあわせ改正し、所要の規定の整備をするものでございます。21ページでございます。(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がするべき申告)第21条第1項及び第2項では、法の規定により固定資産税の非課税の特例の適用を受けていた一般社団法人及び一般財団法人について特例期間の終了に伴い所要の改正を行うものです。第21条の2、移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止。地方税法の改正に伴い条ずれを改めるものです。22ページ、第22条、第22条の2、第23条は条例の削除でございます。28ページ改正後でございます。第22条、改正後、(個人の町民税の税率の特例等)条ずれによる改正でございます。第2条で

ございます。1 ページから 2 ページ改正後でございます。第 2 条は法律改正にあわせ改正、所要の規定の整備をしたものでございます。続きまして改正文附則施行期日をご覧ください。改正文の附則（施行期日）第 1 条、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。当該各号に定める日から施行するとして第 1 号から第 6 号で定めております。続きまして（町民税に関する経過措置）第 2 条、町民税に関する経過措置を第 2 条で 7 項定めております。（固定資産税に関する経過措置）第 3 条、固定資産税に関する経過措置を第 3 条で 7 項定めております。

（軽自動車税に関する経過措置）第 4 条、新条例第 8 2 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。第 5 条、新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。第 2 項、平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 16 条の規定については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とすると読み替えております。第 6 条、平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 8 2 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とすると読み替えております。以上改正の内容を説明ご報告させていただき、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会の承認を求めるとでございます。よろしく申し上げます。

●種町民課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種町民課長。

●種町民課長(種文昭) 議案第 64 号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申しあげます。このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成 26 年 3 月 31 日付けで公布されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 3 月 31 日に専決処分により改正したものでございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 3 項は、後期高齢者支援金等課税額についての規定でございます。ただし書きのところで課税限度額を規定しておりますが、この限度額を 14 万円から 16 万円にする改正でございます。第 2 条第 4 項は、介護納付金課税額についての規定でございます。同じく、ただし書きのところの課税限度額を 12 万円から 14 万円にする改正でございます。この課税限度額の改正につきましては、課税範囲の拡大と、もう一つには、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分、それぞれの課税限度額に達する、世帯の割合にばらつきがあるため、このばらつきを少なくするためのものでございます。第 12 条第 1 項は、納期についての規定でございます。ただし書きのところで第 9 期分の納期について規定しておりますが、これを 12 月 28 日から 12 月 25 日にする改正でございます。これは地方税法施行令の一部改正に伴うものではございませんが、納期が 28 日の場合、当日が休日の場合、納期限が翌開庁日となり、その日が口座振替の日となり、国保税の納付回数が年によって異なる場合が発生するため、被保険者の社会保険料控除等に配慮し、改正したものでございます。次のページ

をご覧ください。第18条第1項は、国保税を年金から特別徴収されている被保険者の、仮徴収の額を規定しております。地方税法施行規則の規定、第24条の37第1項を第24条の36に条ずれの改正でございます。第23条第1項は、国保税の減額についての規定でございます。第2条と同じく、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額の課税限度額を12万円から14万円にそれぞれ改正したものでございます。次のページをご覧ください。第23条第1項第2号は、5割軽減についての規定でございます。これまでは軽減対象所得基準額の算定において、被保険者数から世帯主を除いて、二人世帯以上を軽減対象にしておりましたが、単身世帯も対象とすると共に、所得基準額を引き上げるため、（当該納税義務者を除く。）を削除する改正でございます。第3号は、2割軽減についての規定でございます。同じく軽減対象世帯を拡大するため、軽減対象所得基準額の算定において、一人当たりの加算額を35万円から45万円にする改正でございます。この改正につきましては、保険税の負担を軽減するものでございますが、保険基盤安定制度で補填されることとなっております。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、第1項で施行期日を平成26年4月1日としております。第2項、適用区分で、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。次に、議案第65号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申しあげます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第4条第1項は、普通徴収に係る保険料の納期についての規定でございます。第9期の納期が12月1日から同月28日までとなっておりますが、これを国保税と同じく、休日に左右されず、12月中に口座振替が行われるよう、同月28日を同月25日にする改正でございます。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、この改正条例は平成26年4月1日から施行としております。以上、改正の内容を説明させていただき、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第66号から議案第70号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第66号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成25年度邑南町一般会計補正予算第9号により、歳入歳出それぞれ4億9千8万4千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第67号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ1千8百95万4千円を減額することについて、専決処分をしたものでございます。次に、議案第68号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ6百89万6千円を減額することについて専決処分したものでございます。次に、議案第69号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ6百94万8千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第70号専決処

分の承認を求めることについてでございますが、これは平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ30万円を増額することについて、専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議案第66号専決処分の承認を求めることについて、平成25年度一般会計補正予算第9号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ4億9千8万4千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を141億445万1千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。第2条地方債の補正でございますが、ページをめくっていただきまして、7ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。ほとんどが事業費の確定に伴う限度額の減額補正となっております。はじめに、追加分の現年発生公共土木施設小災害復旧事業債1千800万円でございますが、小災害の測量設計費に係る起債を単独災害復旧事業債に含めて計上しておりましたが、小災害債として別計上したものでございます。変更分でございますが、表の上の方から、過疎地域自立促進事業債これはいわゆる過疎ソフトでございます。ここから下5段目の加工施設整備事業債までは、事業費の確定に伴うもので、それぞれ減額しております。道路改良舗装事業債は、510万円減額で2億610万円でございますが、14路線等の内、完了しているものは4事業で3千960万円となっております。残り10事業は26年度へ繰り越すもので、起債限度額は1億6千650万円を見込んでおります。公営住宅建設事業債から一番下の学校施設整備事業債、それから、次の8ページでございますが、一番上の保健体育施設整備事業債までは、事業費の確定に伴うもので、それぞれ減額しております。現年発生農地補助災害復旧事業債から林地崩壊防止事業債につきましては、すべて26年度への繰越事業で、事業実施見込み額及び国県支出金の交付決定額等に合わせ起債額を調整しております。林地崩壊防止事業を合わせた災害復旧事業債の合計では7千150万円減額の4億5千590万円の限度額を見込んでおります。以上、変更分は合計いたしまして、12億6千840万円でございます。地方債限度額の合計でございますが、補正前の限度額20億2千940万円から1億640万円減額の19億2千300万円を設定しております。次に補正予算の内容につきまして予算に関する説明書の事項別明細書で説明をさせていただきます。予算に関する説明書をめくっていただきまして事項別明細書となっております。1ページから4ページは総括表となっております。説明の方でございますが5ページからさせていただきますので、めくっていただきまして5ページ6ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款町税、2項固定資産税でございます。収納実績に基づく最終見込額により補正をしております。1千299万円の減額を計上しておりますが、企業の大口未納額が発生したものが影響しております。2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金につきましては、交付額の確定による補正でございます。7ページをお開きください。5款株式譲渡所得割交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款

自動車取得税交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金につきましても、それぞれ交付額の確定による補正でございます。10款の地方交付税でございますが、特別地方交付税を2億1千855万2千円増額補正しております。これは地方公共団体の特別な財政事情などに基づいて交付されるものでございます。3月18日に総務省で配分額が確定したものでございます。9ページをお開きください。12款分担金及び負担金でございますが、6農林水産業費分担金は、特定中山間保全整備事業の分担金で繰上償還に伴う補正でございます。11災害復旧費分担金は、事業費の減額に伴い見込み額を減額計上しております。13款使用料及び手数料につきましては、斎場使用料の実績に基づく減額を計上しております。続いて、14款国庫支出金及び15款県支出金でございますが、11ページから17ページまで続いておりますが、国及び県からの交付決定を受け、それぞれ補正をしております。これらは各事業の財源補正となっておりますので、後ほど歳出の方で説明をさせていただきます。ページをめくっていただきまして17ページをお開きください。16款財産収入でございますが、1項財産運用収入として、基金利子を決算見込み額に基づいて補正計上しております。また、2項財産売り払い収入でございますが、町行造林立木売り払い収入288万1千円の増額と立木売り払い収入の28万6千円の減額を計上しておりますが、減額分は、江の川共販市場に係るものでございます。17款寄附金でございますが、一般寄附金として作曲家の故伊藤亘二氏に係る著作権収入を計上しております。また、ふるさと寄付金は、1件10万円でございます。19ページをお開きください。18款繰入金でございます。財政調整基金からの繰入につきましても、財源の確保ができましたので1億1千410万2千円を減額補正するものでございます。ふるさと水と土保全対策基金は、この基金を財源として実施する小規模生産基盤整備事業の実績見込みに基づく減額でございます。また、いこいの村香木の森基金及び健康センター基金の減額につきましても、基金を充当して実施する事業の実績見込みに基づく減額でございます。20款諸収入でございますが、4項受託事業収入は保育所の広域入所に係る増額分でございます。5項雑入の2節報償金の603万6千円は消防団員等公務災害補償等基金からのもので、消防団員の退職者が増えたことに伴う退職報償金の増額及び消防団公務災害報償金の精算減額分でございます。6節雑入につきましては、瑞穂土地改良区の総代選挙が実施されなかったための減額と福祉医療高額療養費の交付決定額により補正をしております。21ページをお開きください。21款町債でございますが、23ページまで続いております。先ほど地方債補正のところでご説明申しあげましたので説明は省略させていただきます。25ページの方へお進みください。歳出の方を説明させていただきます。まず、2款1項総務管理費の1一般管理費でございます。ふるさと寄付金を財源としてふるさと基金10万1千円を積み立てております。6企画費でございますが、まちづくり推進基金の利子を積立金として計上しております。また、住宅用太陽光発電システム設置事業及び公共施設再生エネルギー等導入事業につきましても、県補助金の交付決定に基づく財源の調整及び事業実績に伴う減額補正を行っております。8地域振興及び人口定住対策費につきましては、財源の更正でございます。11情報政策費は、基金利子を積立金に計上しております。12生活交通確保対策事業費は、車両整備費等に係る県補助金の交付決定に基づく財源の調整及び事業実績に伴う減額補正を行っております。4項選挙費でございますが、農業委員会選挙費の減額分を計上しております。27ページをお開きください。8土

地改良区総代選挙費につきましても、減額分を計上しております。5項統計調査費でございますが、県の委託金の決定に基づく財源調整と実績に基づく減額補正でございます。29ページをお開きください。6項監査委員費につきましても、報酬額を補正しております。3款1項1社会福祉費でございますが、国民健康保険事業の実績見込みに伴う繰出金の減額及び中国残留邦人等支給給付金の実績に基づく減額補正でございます。3老人福祉費から介護保険事業費につきましても、事業実績及び国県支出金の交付決定に伴い、財源の調整及び減額補正をしております。31ページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費、その下の3項生活保護費でございますが、こちらも、それぞれ、事業実績に基づく国県支出金の交付決定に伴い、財源の調整及び減額補正をしております。33ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費でございます。1保健衛生総務費につきましても、簡易水道事業特別会計繰出金につきましても、実績に基づいて財源不足が見込まれるため、一般会計から繰り出しを行うものでございます。また、下水道事業及び直営診療所事業繰出金につきましても、実績見込みに基づく減額補正でございます。2母子保健費から8病院費につきましても、県支出金及び起債の過疎ソフト分の財源調整及び実績に伴う減額補正でございます。6款1農業費でございますが、農業振興費は事業実績に伴う補正でございます。35ページをお開きください。農地費でございますが、下水道繰出金、小規模生産基盤整備事業、瑞穂土地改良区補助金につきましても、実績による減額補正でございます。ふるさと水と土保全対策基金管理費は、基金利子を積立金に計上しております。7施設整備管理費は、山村開発センター建設事業の実績に基づく減額でございます。2項林業費でございますが、林業振興費で、森林総合研究所造林受託事業費につきましても、繰越事業の関係で一般財源を増額するものでございます。町行造林整備事業につきましても、事業実績に基づく減額補正でございます。江の川共販市場拡張事業につきましても、用地測量の結果を受けて残土処理方法の工法協議が必要となったため、予定していた用地購入、立木補償等の契約が年度内に完了しない見込みであることから、減額補正をするものでございます。37ページをお開きください。7款商工費1商工費でございます。事業実績及び国県支出金等の交付決定に伴い、財源の調整及び減額補正をしております。また、いこいの村及び香木の森公園基金管理費は、基金利子を積立金に計上しております。8款土木費1土木管理費でございますが、下水道繰出金の実績に基づく減額補正でございます。2項道路橋りょう費でございますが、1道路維持費は、地方債の借入額に基づく財源更正を行ったものでございます。2道路新設改良費でございますが、400万円の減額は国県道負担金の確定に伴うものでございます。また、国庫支出金及び地方債の決定等に基づく財源調整を行っております。財源となる国庫支出金が3千224万5千円減額となっておりますが、繰越事業の関係で26年度での収入となる見込みでございます。予算につきましても、橋りょう長寿命化を含む10路線1億9千468万9千円を26年度へ繰越すこととしております。39ページをお開きください。3項河川費でございます。1河川総務費は、事業実績及び県支出金等の交付決定に伴い減額補正をしております。2砂防費は、県単急傾斜地崩壊防止対策事業費負担金の財源調整でございます。9款消防費でございます。1の常備消防費につきましても、江津邑智消防組合負担金の決定に伴う減額でございます。2の非常備消防費につきましても、歳入のところでご説明いたしましたが消防団員の退職報償金の増額により603万7千円増額補正するものでございます。41ペー

ジをお開きください。3 消防設備費は事業実績に伴う減額補正でございます。10 款教育費 1 項教育総務費でございます。2 事務局費の負担金補助及び交付金として 34 万 8 千円の増額計上しておりますが、歳入の寄付金のところでご説明いたしました故伊藤亘二氏に係る著作権収入を財源とする瑞穂小学校補助金でございます。また、環境教育推進事業費及びいじめ対応支援事業費は、事業実績及び県支出金の交付決定に伴い減額補正をしております。2 項小学校費につきましても、事業実績及び国県支出金等の交付決定に伴い減額補正をしております。43 ページをお開きください。中学校費でございますが、こちらも事業実績及び国県支出金等の交付決定に伴う減額補正でございます。4 項社会教育費でございますが、1 社会福祉総務費と 5 文化財保護費は事業実績及び国庫支出金の交付決定に伴い減額補正をしております。4 の社会教育施設費 2 万 9 千円の増額でございますが、邑南町健康センター基金管理費として、基金利子を積立金に計上しております。45 ページをお開きください。5 項保健体育費につきましても、中野体育館耐震補強事業費の実績に伴う減額補正でございます。11 款 1 農林水産施設災害復旧費でございますが、農地及び農業用施設災害復旧費において、前回の補正の段階で国からの平成 25 年度分の割り当てが決定しておりませんでしたので、復旧事業費の約 8 割を予算計上しておりました。3 月に 25 年度分を 5 割とする内示がございましたので、農地災害復旧事業費を 2 億 4 千 2 73 万 9 千円、農業用施設災害復旧費を 1 億 4 千 9 40 万 3 千円それぞれ減額補正しております。47 ページをお開きください。3 林道災害復旧費、4 農林水産施設災害復旧管理費、5 林地崩壊防止事業費は、事業実績見込みに基づく財源の調整でございます。なお、農林水産施設災害復旧費の予算額は、11 億 8 千 4 19 万 6 千円となりますが、このうち 26 年度への繰越額は、7 億 3 千 8 27 万 5 千円でございます。2 項公共土木災害復旧費につきましても、実績見込みに伴う測量設計委託料の減額及び国庫支出金の交付決定等に基づく財源の調整でございます。公共土木災害復旧費は、予算額 11 億 7 千 1 54 万 3 千円の内、26 年度への繰越として、7 億 9 千 7 16 万 9 千円としております。3 項その他公共施設公用施設災害復旧費につきましても、実績見込み額に基づく財源の調整でございます。49 ページをお開きください。12 款公債費でございますが、長期償還利子、一時借入金利子の確定によりまして減額補正をしたものでございます。一般会計補正予算につきましても以上でございます。よろしく願いいたします。

●種町民課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種町民課長。

●種町民課長(種文昭) 議案第 67 号、専決処分承認を求めることについて、平成 25 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号についてご説明申し上げます。予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 千 8 9 5 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 5 億 3 千 2 3 1 万 8 千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の 4 ページ、5 ページをお開きください。まず、歳入でございます。1 款の国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者国民健康保険税ともに、現年度分は本算定に伴う減額でございます。滞納繰越分は収入実績に伴う増額でございます。合わせて 1 千 9 万 5 千円の減額でございます。4 款の国庫支出金につきましては、国庫負担金が療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金ともに実績に伴う補正で、4 千 8 2 万 4 千円の減額でございます。6 ページ、7 ページをお

開きください。国庫補助金は財政調整交付金、特別調整交付金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、それぞれ実績に伴う補正で、3千185万1千円の減額でございます。5款の県支出金でございますが、県負担金は高額医療費共同事業負担金の実績に伴い99万3千円の減額、県補助金の財政調整交付金は実績に伴い780万6千円の増額でございます。8ページ、9ページをお開きください。6款の共同事業交付金でございますが、実績に伴う、3千177万2千円の減額でございます。7款の財産収入でございますが、国民健康保険事業基金利子の実績により、1万8千円増額しております。8款の療養給付費交付金でございますが、前年度精算交付を受け、2千194万3千円増額しております。9款の繰入金でございますが、国民健康保険事業基金繰入金につきまして、療養給付費国庫負担金、財政調整交付金等の減額補てんと、療養給付費の追加補正分の財源に充てるため、6千828万8千円増額しております。10ページ、11ページをお開きください。一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金、ルール分繰入額の確定、助産費等繰入金、歳出額の確定により、合わせて147万4千円の減額でございます。次に、12ページ、13ページをお開きください。歳出でございますが、1款の総務費につきましては、財源の振り替えでございます。2款の保険給付費でございますが、一般被保険者療養給付費は医療費の増加による601万5千円の増額補正と財源の振り替えでございます。退職被保険者等療養給付費は医療費の減少により2千127万5千円の減額でございます。一般被保険者療養費は財源の振り替えでございます。高額療養費でございますが、これはいずれも財源の振り替えでございます。14ページ、15ページをお開きください。出産育児一時金でございますが、10人分の予算に対し9人の出産があり、歳出額の確定に伴い42万円を減額しております。4款の介護納付金は、財源の振り替えでございます。5款の保健事業費は、実績により賃金40万円を減額しております。6款の共同事業拠出金でございますが、県全体の対象医療費が当初見込みより減少したことにより、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、合わせまして1千480万4千円の減額でございます。16ページ、17ページをお開きください。7款の基金積立金は、国民健康保険事業基金利子の確定により1万8千円増額しております。9款の諸支出金でございますが、償還金は過年度分の療養給付費等国庫負担金、保険財政調整交付金、退職者医療療養給付費交付金がそれぞれ確定され返還金が発生したことにより、1千167万2千円増額しております。繰出金は、直営診療所事業特別会計繰出金でございますが、特別調整交付金のうち阿須那診療所の運営費分が24万増額となりましたので、同額を繰出金に計上しております。10款の後期高齢者支援金等につきましては、財源の振り替えでございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めますのでございます。よろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) えー、議案の上程説明中ではございますが、ただ今より午前11時5分まで休憩といたします。

—— 午前10時52分 休憩 ——

—— 午前11時05分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第68号専決処分の承認を求めることについて、平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第6号につきましてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ689万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億6千172万7千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。4ページをお開きください。第2表地方債補正でございますが、簡易水道事業債の補正前の限度額1億1千980万円に対し補正後の限度額1億1千300万円です。680万円の減でございます。これは、簡易水道施設整備事業費が確定したことによる減額でございます。現年発生簡易水道災害復旧事業債は補正前の限度額890万円に対し40万円を減額し、補正後の限度額850万円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが水道新設分担当金が187万9千円の増額でございます。水道使用料が276万5千円の減額でございます。国庫補助金が69万2千円の減、施設整備事業費確定による減額でございます。一般会計繰入金188万2千円の増額、町債につきましては先ほど説明させていただきました。歳出でございますが、8ページをお開きください。一般管理費につきましては、分担金の収入により、一般財源と財源更生を行っております。簡易水道事業費は、簡易水道施設整備事業費が確定したことにより689万6千円の減額でございます。簡易水道事業災害復旧費につきましては、町債の減額により、一般財源と財源更生を行っております。以上でございます。続きまして、議案第69号専決処分の承認を求めることについて、平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号につきましてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ694万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億6千472万6千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。4ページをお開きください。第2表地方債補正でございますが、生活排水処理事業債の補正前の限度額2千680万円に対し補正後の限度額2千280万円です。400万円の減でございます。これは、生活排水処理事業費が確定したことによる減額でございます。現年発生生活排水処理施設災害復旧事業債は補正前の限度額160万円に対し10万円を減額し、補正後の限度額150万円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが分担金及び負担金が360万円の増額でございます。これは生活排水処理事業費分担金と農業集落排水施設及び下水道施設に新たに加入いただいた方の分担金でございます。衛生費補助金につきましては、国より追加の補助金の配分があり、100万円を増額しております。一般会計繰入金につきましては744万8千円の減額、町債につきましては、先ほどご説明させていただきました。歳出でございますが、6ページをお開きください。生活排水処理事業費につきましては事業費の確定により、389万4千円の減額でございます。公債費元金につきましては、分担金収入と一般財源との財源更生を行っております。公債費利子は305万4

千円の減額でございます。清掃災害復旧費は町債の減額に対し、一般財源との財源更生でございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 議案第70号専決処分の承認を求めることについて、平成25年度 邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額を30万円追加し総額を4億3195万9千円とするものでございます。詳細は事項別明細でご説明申しあげます。第2条地方債の補正でございますが、4ページをお開きください。地方債400万円でございます情報整備基盤の整備事業、機器の整備事業について30万円充当が上がったという補正でございます。続きまして事項別明細の方にいっていただきまして6ページをお開きください。歳出の施設整備事業費でございます。財源の内訳で地方債、先程申しました地方債が30万円増額しております、一般財源が30万円減額しております。代わりに基金積立金に30万円、電気通信事業基金に積み立てると、こういう補正でございます。以上地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告するものでございます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第71号から議案第77号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第71号 邑南町行財政改善審議会条例の一部改正についてでございますが、行財政改善審議会委員の構成の改正を行うものでございます。次に、議案第72号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正についてでございますが、振興計画審議会委員の構成の改正を行うものでございます。次に、議案第73号 邑南町防災会議条例の一部改正についてでございますが、防災会議の委員の定数の改正を行うものでございます。次に、議案第74号 邑南町社会教育委員条例の一部改正についてでございますが、社会教育法の一部改正に伴い社会教育委員の委嘱の基準が削除されたことにより新たな基準を定めるための改正を行うものでございます。次に、議案第75号 邑南町公民館条例の一部改正についてでございますが、公民館館長と公民館運営審議委員の任期の改正を行うものでございます。次に、議案第76号 邑南町立図書館条例の一部改正についてでございますが、図書館館長の任期の改正を行うものでございます。次に、議案第77号 邑南町文化財保護条例の一部改正についてでございますが、文化財保護審査会委員の任期の改正を行うものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 議案第71号 邑南町行財政改善審議会条例の一部改正についてご説明申しあげます。新旧対照表をご覧ください。本年度行財政改善審議会を再度立ち上げることにしておりますので、邑南町まちづくり条例第3章第8条の趣旨に基づき今回 邑南町行財政審議会委員会に、えーすいません、審議会委員に第3条第2項に第5号として公募による委員を加えるものでございます。以上地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を

求めるものでございます。

●**日高企画財政課長** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長** 議案第72号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正についてご説明申し上げます。新旧対照表をお開きください。邑南町振興計画審議会条例第3条第2項に第6号として公募による委員を加えるものでございます。第1次 邑南町振興計画につきましては計画期間が平成18年から平成27年となっており今年度及び来年度にかけて次期総合振興計画の策定を行うこととしております。邑南町振興計画審議会は振興計画に関して町長からの諮問に応じて審議いただくものでございますが、現行の条例に公募委員が明記されておりませんので、邑南町まちづくり基本条例第8条の趣旨に基づき公募委員を加えるものでございます。以上地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

●**服部危機管理課長(服部導士)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 服部危機管理課長。

●**服部危機管理課長(服部導士)** 議案第73号 邑南町防災会議条例の一部改正についてご説明申し上げます。このたびの改正は、防災会議委員のうち、町長が内部の職員の中から指名する者について、これまでの機構改革による課長職の人数変動や、あらゆる部署の意見を聞く必要があることから、すべての課長職を委員とするため、上限の人数を増加させるための改正でございます。新旧対照表をご覧ください。第3条第5項第4号が町長の内部の職員の中から指名する者でございますが、改正いたしますのは、第6項に規定しております各委員の上限の人数のうち第4号にかかるものでございます。下線がついておりますように、15人を18人とし3人増やすものでございます。附則の方で施行日を公布の日としております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●**能美生涯学習課長(能美恭志)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 能美生涯学習課長。

●**能美生涯学習課長(能美恭志)** 議案第74号 邑南町社会教育委員条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。社会教育法の一部改正に伴いまして、現行の邑南町社会教育委員条例第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条に委員の委嘱の基準として、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するを新設するものでございます。次に議案第75号 邑南町公民館条例の一部改正についてご説明申し上げます。新旧対照表2ページ目の改正後の附則をご覧ください。現在公民館館長並びに公民館運営審議会委員の任期は合併時期の関係で、本年平成26年9月30日までとなっておりますが、年度途中の交代があった場合は公民館運営に支障を来すため、その任期を平成27年3月31日までとするものでございます。その後は2年ごとに年度で任期を迎えることとなるものでございます。次に議案第76号 邑南町立図書館条例の一部改正についてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。こちらもさきほどと同様に、現在図書館長の任期は、本年平成26年9月30日までとなっておりますが、その任期を平成27年3月31日までとするものでございます。その

後は2年ごとに年度で任期を迎えることとなるものでございます。次に議案第77号邑南町文化財保護条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。こちらもしきほほど同様に、現在文化財保護審議会委員の任期は、本年平成26年9月30日までとなっておりますが、その任期を平成27年3月31日までとするものでございます。その後は2年ごとに年度で任期を迎えることとなるものでございます。以上、何とぞよろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第78号から議案第79号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第78号邑南町手数料徴収条例の一部改正についてでございますが、登録申請手数料の改正を行うものでございます。次に、議案第79号邑南町水道給水条例の一部改正についてでございますが、水道手数料の改正を行うものでございます。以上、詳細につきましては、水道課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第78号邑南町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。本改正は、下水道及び生活排水処理施設事業に係る指定業者登録手数料及び指定業者継続登録手数料について、現行条例では消費税の課税扱いとしておりましたが、これらの手数料につきましては消費税法では非課税扱いであることが判明したため、手数料額に消費税の額を加算しないこととし、改正するものでございます。改正点につきましては新旧対照表で、ご説明いたします。1ページをご覧ください。第2条中1万8000円を1万円に、5千400円を5千円に改めるものでございます。本条例の施行は、公布の日からとしております。続きまして、議案第79号邑南町水道給水条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。本改正は、邑南町水道給水条例第12条第1項に定める指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料、第12条第2項に定める設計審査、及び工事の検査に係る手数料について、現行条例では消費税の課税扱いとしておりましたが、これらの手数料につきましては消費税法では非課税扱いであることが判明したため、手数料額に消費税の額を加算しないこととし、改正するものでございます。改正点につきましては新旧対照表で、ご説明いたします。1ページをご覧ください。第31条第2号中、1万8000円(税込)を1万円に改め、同条第3号及び第4号中、千800円(税込)を千円に改めるものでございます。本条例の施行は、公布の日からとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第80号の提案理由をご説明申しあげます。議案第80号 邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の制定についてでございますが、道の駅瑞穂関連施設の整備及び修繕等の財源に充てるための基金を設置しようとするものでございます。

詳細につきましては、商工観光課長から説明をさせますのでよろしく願いします。

●日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高商工観光課長。

●**日高商工観光課長(日高始)** 議案第80号邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の制定についてご説明申し上げます。本基金条例は邑南町観光案内所、邑南町農林水産物直売食材供給施設、邑南町農産物処理加工施設の3つの施設の施設整備及び修繕等の財源に充てるための基金を設置するために制定するものでございます。第1条にはその設置目的について、第2条には積立額、第3条から第6条までは基金の管理、運用益金の処理、処分、委任について規定をしております。なお、条例の施行日は、平成26年7月1日からとっております。以上地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 次に議案第81号から第86号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第81号平成26年度邑南町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ2億5千2百92万3千円増額するものでございます。議案第82号平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ2百2万6千円増額するものでございます。議案第83号平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ3万3千円増額するものでございます。議案第84号平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ9百41万6千円増額するものでございます。議案第85号平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ3百1万7千円減額するものでございます。議案第86号平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ8百27万1千円減額するものでございます。詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 議案第81号、平成26年度邑南町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ2億5千292万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を139億7千792万3千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。第2条地方債の補正でございますが、ページをめくっていただき、5ページをお開きください。変更分でございますが、木材市場整備事業債を1千820万円増額の1億2千860万円としております。用地取得費及び補償費等に対する起債を予定しております。次に道路改良舗装事業債につきましては、590万円減額の9千560万円としております。事業費の減額に伴うものでございます。次に災害復旧事業の関係でございますが、過年度発生農地小災害復旧事業費について、2千210万円増額の1億4千130万円。過年度発生農業用施設小災害復旧事業債は、2千620万円増額の8千140万円。過年度発生公共土木施設補助災害復旧事業債は、2千390万円減額で9千160万円を計上しております。地方債の合計額でございますが、補正前の限度額21億6千945万円に対して、3千67

0万円増額の22億615万円を設定しております。次のページでございます。予算に関する説明書でございますが、ページをめくっていただきますと事項別明細書となっております。総括表1ページから3ページはご確認ください。説明の方は4ページからさせていただきます。めくっていただきまして4ページをお開きください。今回の補正予算でございますが、国や県の制度改正等に伴う補助事業などの追加、または緊急を要する経費、及び人事異動に伴う人件費の補正を計上しております。はじめに、歳入でございますが、14款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、民生費国庫負担金63万4千円の増額は、母子世帯に対する高等技能訓練促進給付事業負担金でございます。災害復旧費国庫負担金3千773万6千円の減額は、公共土木施設災害復旧費負担金の交付決定に基づくものでございます。2項国庫補助金でございます。3民生費国庫補助金の136万1千円は、臨時福祉給付金支給事業費の増額分に対応する補助金でございます。4衛生費国庫補助金は、新たに働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業が制定されたことに伴い23万1千円増額補正しております。8土木費国庫補助金は、道整備交付金及び社会資本整備総合交付金の交付決定を受け1千423万5千円の減額補正でございます。15款2項県補助金でございます。2総務費県補助金でございますが、800万円を計上しております。定住促進賃貸住宅建設のための補助金が750万円、島根の未来実現事業費補助金50万円は、空き家対策モデル事業を実施するものでございます。3民生費県補助金、210万3千円の増額でございますが、住み続ける中山間地域生活サポート事業補助金67万4千円でございますが、社会福祉法人が実施する生活支援事業に対する県補助金でございます。島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金142万9千円は、生活困窮者の自立支援対策のための補助金でございます。6ページをお開きください。6農林水産業費県補助金256万5千円は、経営体育成支援事業として、農事組合法人等が金融機関から融資を受けて実施する施設整備費の一部を助成するための補助金でございます。16款1項財産運用収入は、道の駅瑞穂の指定管理に伴う契約内容の見直しによる用地貸付収入の減額分でございます。16款2項財産売り払い収入は、江の川共販市場拡張事業に係る立木売り払い収入でございます。18款繰入金でございますが、財政調整基金繰入金を2億5千257万2千円計上しております。この内でございますが1億9千197万7千円が、公共土木災害復旧費の国庫負担金の精算交付が次年度になることから、いったん一般財源で建て替える必要があることということで基金から繰り入れるものでございます。これは、施越という災害復旧事業の特別ルールで、1億9千197万7千円は、平成27年度で収入を見込むこととなります。20款諸収入5項雑入でございますが、道の駅瑞穂の指定管理に伴う契約内容を一部見直したことに伴い、観光案内所使用負担金を減額し、新しく道の駅関連施設納付金100万円を計上しております。また、発掘調査事業収入は、県営林道三坂小林線の工事に係るものでございます。8ページをお開きください。21款町債でございます。先ほどご説明いたしましたので、省略させていただきます。10ページをお開きください。続きまして歳出でございます。この中で、各科目において本年4月1日付けの人事異動に伴う職員給与費の補正を計上しております。一般会計全体で職員給与費を合算しますと、当初予算に対して1千320万7千円の増額となっております。各科目について主なものをご説明申しあげます。2款総務費1項総務監理費でございます。1の一般管理費で、職員給与費の補正に加え、防災無線管理費31万9千円を計上しており

ますが、これは個別受信機に係る経費を9款消防費から組み替えるものでございます。6企画費でございます。矢上高校支援事業費の36万6千円は、生徒確保のための専任職員の活動旅費とPRチラシ等の作成費でございます。島根大学連携事業費30万円は、こちらも矢上高校に関係ある事業でございますが、島根大学との共同取組としまして、矢上高校将来ビジョンの作成、集落維持等に関する調査に取り組むための費用でございます。地域づくり団体等による空き家対策モデル事業50万円でございますが、島根の未来実現事業費補助金を受けて実施するもので、瑞穂地域において利用可能な空き家を洗い出し有効活用につなげようとする事業でございます。12ページをお開きください。3款民生費の方でございますが、1項社会福祉費、臨時福祉給付金支給事業費は、支給事務費の増額分138万9千円を計上しております。また生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業費143万2千円は、平成27年度からの生活困窮者自立支援制度の施行に向けて、地域の実態把握や事務処理体制整備をするための費用でございます。いずれも、10分の10事業で国及び県の支出金が充当されます。14ページをお開きください。3老人福祉費134万8千円の増額でございますが、住み続ける中山間地域生活サポート事業としまして、県の2分の1の補助を受けて実施するもので、社会福祉法人が行う地域貢献事業などへの助成でございます。2項児童福祉費でございます。職員給与費の補正に加えまして、4母子福祉費で、63万5千円を計上しております。母子世帯の就労を支援するため、資格取得に係る費用を給付するものでございます。4款1項保健衛生費でございますが、特別会計への繰出金を含めてこれは、職員給与費に係るものでございます。16ページをお開きください。3老人保健費でございますが、がん対策に係る国の要綱改正を受けてがん検診推進事業費を組み替えるもので、従来のクーポン券事業では大腸がん検診を実施し、新たに働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業において、子宮頸がん、乳がん検診を行うものでございます。18ページをお開きください。3農業振興費で256万5千円を増額しております。県費の10分の10事業で、農事組合法人等が金融機関から融資を受けて実施する施設整備費への補助金でございます。2項林業費でございますが、林業振興費の中で、江の川共販市場拡張事業費1千924万円を増額しております。平成25年度補正予算第9号で減額補正したものを精査して事業費を計上しております。20ページをお開きください。7款商工費第1項商工費でございます。2の商工業振興費は、農林商工等連携サポートセンター事業費の節間の組み替えでございます。3観光費の100万円の増額でございますが、道の駅瑞穂関連施設基金への積立金でございます。22ページをお開きください。2項道路橋りょう費でございますが、道整備交付金及び社会資本整備総合交付金の減額交付決定を受け事業間の調整を行い、道路新設改良費で1千303万9千円の減額補正でございます。24ページに続いております。24ページをお開きください。5橋りょう新設改良費で、220万5千円の減額を計上しております。それから4項、住宅費の方はいずれも職員給与費の補正でございます。3住宅政策費は、県の定住促進賃貸住宅建設事業補助金を受けて行う賃貸住宅建設事業の追加1千500万円でございます。26ページをお開きください。10款の教育総務費、あ、失礼しました10款2項の小学校費でございますが、職員給与費の補正に合わせて低学年複式学習生活支援事業費123万5千円を増額しております。日貫小学校に一年生の入学があり4月から複式学級になったことから、支援員を新たに配置するための事業費でございます。28ページをお開き

ください。10款教育費の4項社会教育費でございます。2公民館費は、職員給与費の補正に合わせて、人事異動による職員の減を補てんする臨時職員賃金等183万2千円を計上しております。5文化財保護費につきましては、発掘調査に係る臨時職員賃金の増額補正でございます。30ページをお開きください。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費でございます。1農地災害復旧費2千977万1千円の増額補正につきましては、小災害の測量設計業務の増額見込み分を計上しております。2農業用施設災害復旧費3千274万7千円の増額につきましても、小災害の測量設計費用でございます。4農林水産施設災害復旧管理費は、職員給与費の補正でございます。2項公共土木災害復旧費でございますが、1公共土木災害復旧費で、1億5千307万8千円の増額でございます。補助災害につきましては、平成26年度分の交付決定を受け、実施設計及び事業間調整を行い、今回補正計上したものでございます。財源のところでは一般財源が1億9千151万4千円となっております。歳入のところでも説明申しあげましたが、災害復旧費の国庫負担が後年度に精算交付されるというルールにより、補助率を乗じた部分は、平成27年度の国庫負担金で収入されることとなります。2公共土木災害復旧管理費は、職員給与費の補正でございます。以上地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●種町民課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種町民課長。

●種町民課長(種文昭) 議案第82号平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ202万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億6千102万6千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。まず、歳入でございます。9款の繰入金でございますが、一般会計繰入金につきまして、4月の人事異動に伴い、職員給与費等繰入金を202万6千円増額しております。次に、6ページ、7ページをお開きください。歳出でございますが、1款の総務費でございますが、一般管理費につきまして、人事異動により、給料、職員手当等、共済費それぞれ増額、また共済費につきましては負担率の改定による増額もありますので、合わせて202万6千円増額しております。続きまして、議案第83号、平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8万、失礼しました。8千3万3千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。このたびの補正は、人件費のうち共済費の負担率の改定によるものでございます。まず、歳入でございます。3款の繰入金でございますが、一般会計繰入金につきまして、阿須那診療所運営費補てん分を3万3千円増額しております。次に、6ページ、7ページをお開きください。歳出でございます。1款の総務費でございますが、阿須那診療所管理費につきまして、職員給与費の共済費を、負担率の改定により、歳入と同額の3万3千円増額しております。以上、邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号、邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号それぞれにつきまして、地方自治法

第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第84号平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきましてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ941万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9千41万6千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページをお開きください。このたびの補正は、4月の人事異動に伴います職員給与費の修正を行っております。歳入でございますが、一般会計繰入金を941万6千円増額しております。6ページをお開きください。歳出ですが、総務費の一般管理費の職員給与費を、941万6千円増額しております。以上でございます。続きまして議案第85号平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号につきまして、ご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6千998万3千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページを、お開きください。このたびの補正は、4月の人事異動に伴います職員給与費の修正を行っております。歳入でございますが、一般会計繰入金を301万7千円減額しております。6ページをお開きください。歳出において、衛生費を2万9千円、農林水産業費を12万1千円増額し、土木費を316万7千円減額し、総額301万7千円の職員給与費の減額でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 議案第86号、平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号についてご説明申しあげます。予算書の1ページ目でございます。第1条歳入歳出の予算の総額から827万1千円を減額いたしまして、それぞれ4億4千872万9千円とするものでございます。詳細は事項別明細でご説明申しあげます。めくっていただきまして4ページ歳入でございます。まず、電気通信事業の基金の繰入金、1千5万円の増額でございます。続きまして一般会計の繰入金でございますが、1千914万円の減額、これはあのおおなんケーブルテレビの設立に伴いまして、電通会計の計上の職員の給与費の減額によるものでございます。諸収入、雑入でございますが、81万9千円、これはIP電話の切り替えによる通知費用の、を、その会社より収入するものでございます。続いて6ページをお開きください。歳出でございます。給与、人事異動による給与減が1千914万円。これは先程の一般会計の繰入金と同額でございます。以下、サービス事業費にIP電話の移行に伴う費用200万円が設置の費用、81万9千円が通知の費用でございます。続きまして、おおなんケーブルテレビの業務委託費、職員が一人派遣になっておりま

すので、その派遣分の委託費が805万円増額になっております。以上でございます。地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●議長(山中康樹) 以上で執行部の説明は終了いたしました。

~~~~~〇~~~~~

#### 散会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午前11時56分 散会 ——